

吸収分割に係る事前開示書面

2025年2月21日

東京都新宿区西新宿三丁目20番2号

株式会社エムティアイ
代表取締役 前多 俊宏



当社は、株式会社コンコース（以下「コンコース」といいます。）に対し、当社の占い事業に関する権利義務を承継させることに致しました（以下「本吸収分割」といいます。）。

会社法第782条第1項の定めに従い、本吸収分割に関して次のとおり、吸収分割契約書の内容その他会社法施行規則第183条で定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

1. 吸収分割契約書の内容

別紙のとおりです。

2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

コンコースは本吸収分割に際し、当社に対して金45,000,000円を交付いたします。本吸収分割は、完全支配関係にない当事会社間における吸収分割であることから、金銭を対価とすることが相当であると判断しております。また、本吸収分割においてコンコースが当社に交付する金銭の額は、コンコース及び当社間における協議を経て決定されたものであり、相当であると判断しております。

3. 会社法第758条第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

4. 吸収分割承継会社（コンコース）に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 吸収分割会社に関する事項

当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 本吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

本吸収分割後の当社及びコンコースの資産の額は負債の額を上回ることが見込まれており、財務及び損益の状況についても、当社及びコンコースの負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は、今のところ予測されておられません。

したがって、本吸収分割後の債務の履行に特段の支障はないものと判断しております。

以上

吸収分割契約書

株式会社コンコース（以下「甲」という。）と、株式会社エムティーアイ（以下「乙」という。）は、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲及び乙は、乙の占い事業（以下「本事業」という。）に関する権利義務を、乙から甲に承継させるため、本契約に定めるところに従い、吸収分割（以下「本吸収分割」という。）を行う。

第2条（吸収分割承継会社及び吸収分割会社の商号並びに住所）

本吸収分割に係る吸収分割承継会社及び吸収分割会社の商号並びに住所は、次のとおりである。

（1）甲（吸収分割承継会社）

商号：株式会社コンコース

住所：東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目5番7号

（2）乙（吸収分割会社）

商号：株式会社エムティーアイ

住所：東京都新宿区西新宿三丁目20番2号

第3条（承継する権利義務）

1. 甲は、本吸収分割に際して、別紙「承継権利義務明細表」に記載の本事業に関する資産、債務、契約上の地位、その他の権利義務（以下「承継権利義務」という。）を乙から承継する。
2. 甲が乙から承継する債務については、免責的債務引受の方法による。
3. 本事業に関する雇用契約については、甲に承継しない。

第4条（本吸収分割に際して交付する金銭）

1. 甲は本吸収分割に際し、乙に対して、承継権利義務の対価として、金45,000,000円を交付する。
2. 前項における交付は、効力発生日（第5条において定義する。）において別途乙の指定する銀行口座に振り込む方法により行う。なお、振込手数料は甲の負担とする。

第5条（効力発生日）

本吸収分割の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は令和7年4月1日とする。ただし、本吸収分割の手續進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第6条（分割承認株主総会等）

1. 甲は、効力発生日前日までに、本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項に関する株主総会決議（会社法第319条第1項に従い株主総会の決議があったとみなされる場合を含む。）を行う。
2. 乙は、会社法第784条第2項の規定に基づき、株主総会の承認を得ることなく本吸収分割を行う。

第7条（会社財産の管理）

乙は、本契約締結後効力発生日前日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってその業務執行及び財産の管理を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを実行する。

第8条（競業禁止義務）

乙は、効力発生日以後3年間は本事業と競合する事業を自ら行わず、また他人をして行わせないものとする。但し、甲乙が別途合意した場合はその限りではない。

第9条（分割条件の変更等）

本契約の締結の日から効力発生日前日までの間に、天災地変その他の事由により、甲及び乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲乙協議の上、本吸収分割の条件を変更し、又は本契約の解除をすることができる。

第10条（準拠法、裁判管轄）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従い解釈される。
2. 本契約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄とする。

第11条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書の電磁的記録を作成し、甲乙が電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

令和7年2月12日

甲：東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目51番7号

株式会社コンコース

代表取締役 合川 正人

乙：東京都新宿区西新宿三丁目20番2号

株式会社エムティーアイ

代表取締役 前多 俊宏

「承継権利義務明細表」

甲は、本吸収分割により、効力発生日（本契約第5条に定める日）現在の本事業に関する以下の資産、債務、契約上の地位、その他の権利義務を乙から承継するものとする。

■資産

・現預金、器具備品、ソフトウェア等

効力発生日時点で本事業に属する現預金

本事業に用いる工具器具備品

本事業に用いられるソフトウェア資産

その他本事業に係る資産

・知的財産権

(1)特許(特許を受ける権利を含む。)

なし

(2)本事業に係る商標

(3)その他

本事業に用いられる著作権(著作権法第27条及び第28条に規定するものを含む。)その他の知的財産権(登録前の権利を含む。)

・ドメイン

uranaidx.jp

ulana.jp

uranai.jp

■債務

・本事業に係る債務

・前受収受等

本事業に係る有償ポイント

■契約上の地位、その他の権利義務

乙が本契約締結日までに締結している本事業に係る契約及び本契約締結後本効力発生日までに乙が本事業に関して締結した契約

以上

貸借対照表

2024年 4月 30日 現在

株式会社コンコース

(単位：円)

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|-------------|---------------|------------|---------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 【流動資産】 | 【 73,795,091】 | 【流動負債】 | 【 30,422,203】 |
| 普通預金 | 53,278,091 | 買掛金 | 12,021,362 |
| 売掛金 | 20,787,539 | 関連会社債務 | 3,744,738 |
| 前払費用 | 19,378 | 未払金 | 12,908,467 |
| 関連会社債権 | 10,091 | 未払法人税等 | 871,600 |
| 貸倒引当金 | △300,008 | 未払消費税 | 420,480 |
| 【固定資産】 | 【 9,499,174】 | 前受金 | 172,885 |
| (無形固定資産) | (998,174) | 預り金 | 282,671 |
| ソフトウェア | 29,106,138 | 負債合計 | 30,422,203 |
| ソフトウェア償却累計額 | △28,107,964 | | |
| (投資その他の資産) | (8,501,000) | | |
| 長期繰延税金資産 | 8,501,000 | | |
| | | 純資産の部 | |
| | | 科 目 | 金 額 |
| | | 【株主資本】 | 【 52,872,062】 |
| | | 【資本金】 | 【 30,000,000】 |
| | | 【利益剰余金】 | 【 22,872,062】 |
| | | (その他利益剰余金) | (22,872,062) |
| | | 繰越利益剰余金 | 22,872,062 |
| | | 純資産合計 | 52,872,062 |
| 資産合計 | 83,294,265 | 負債純資産合計 | 83,294,265 |